

特別障がい者手当・障がい児福祉手当

日常生活に常時特別の介護を必要とする障がい者（児）で、支給要件を満たす方に特別障がい者手当、障がい児福祉手当が支給されます。

特別障がい者手当

■対象者

日常生活において常時特別な介護を必要とする状態で、次の①～⑦の障がいがある以上重複するか、それと同程度以上の障がいがある在宅で20歳以上の特別重度障がい者

- ①両眼の視力の和が0.04以下
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上
- ③両上肢の機能に著しい障がい、両上肢のすべての指を欠く、両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有する
- ④両下肢の機能に著しい障がい、両下肢を足関節以上で欠く
- ⑤体幹の機能に、座っていることができない程度か立ち上がることのできない程度の障がいを有する

⑥前記①～⑤のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる絶対安静が必要な症状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある

⑦精神の障がい以前記①～⑥と同程度以上と認められる状態

■手当の額

月額26,940円

■支給月

2月・5月・8月・11月

■支給制限・受給資格喪失

・身体障がい者厚生施設などの社会福祉施設に入所している方

・病院または診療所に3か月以上継続して入院している方

※障がい者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が制限基準額以上であるときはその年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。

障がい児福祉手当

■対象者

日常生活において常時介護を必要とする状態で、次の①～⑩のいずれかに該当する在宅で20歳未満の重度障がい児

①両眼の視力の和が0.02以下

②両耳の聴力が補聴器を使用しても音声を識別することができない

③両上肢の機能に著しい障がいを有する

④両上肢のすべての指を欠く

⑤両下肢がまったく動かない

⑥両大腿を2分の1以上失っている

⑦体幹の機能に、座っていることができない程度の障がいを有する

⑧前記①～⑦のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静が必要な症状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある

⑨精神の障がいまたは最重度の知的障がい以前記①～⑧と同程度以上と認められる

⑩身体の機能の障がいや症状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前記①～⑨と同程度以上と認められる

■手当の額

月額14,650円

■支給月

2月・5月・8月・11月

■支給制限・受給資格喪失

・受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき

・肢体不自由児施設などに入所している方

・障がい者手当とする年金給付を受けている方

現況届の提出をお忘れなく

特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給されている方は、省令に基づき例年8月に現況届を提出することになっております。

受給されている方には8月上旬に通知書を郵送しますので、忘れずに届出をしてください。

■共通事項

■受付日時

8月13日(月)～31日(金)

午前8時30分～午後5時

※土日、正午から午後1時を除く

■提出場所

社会福祉課

■お持ちいただくもの

・現況届

・平成29年中に受給した年金等の種類・受給額の分かる書類の写し（受給者のみ）

・平成30年度の所得証明書または住民税決定証明書（転入等により平成30年1月1日に市に住所がない方のみ）

■問い合わせ先

社会福祉課

☎(32)89000

☎(32)86001

下野市全域 7月以降順次 エリア拡大 します!



※グリーンタウンしもつけは既に開局しております。
※開局時期は目安となります。

ケーブルテレビ株式会社所在地

<栃木センター> 栃木県栃木市樋ノ口町4-3-5 ☎0120-25-1819

<下野センター> 栃木県下野市祇園1丁目7-23堀ノ内ビル1階